

建設水道常任委員会

令和6年12月9日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小城 世督	○井上 卓也	齋藤 文夫
伴 吉晴	横田 敏文	木澤 正男
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田中 弘二
同 課 長 補 佐	乾 裕貴	都市創生課長	福居 哲也
同 課 長 補 佐	上田 和弘	同 課 長 補 佐	田口三十士
同 課 長 補 佐	竹山 潔	同 係 長	菅田 修久
上下水道課長	岡村 智生	同 課 長 補 佐	平本 吉男

3. 会議の書記

議会事務局 長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
---------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

	開会（午前９時００分） 署名委員　　木澤委員、井上委員
委員長	おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。 初めに、町長の挨拶をお受けします。　中西町長。
町　長	（　町長挨拶　）
委員長	最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。 署名委員に、木澤委員、井上委員のおふたりを指名します。おふたりには、よろしくお願いします。 本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。 初めに、本会議からの付託議案についてです。 初めに、１．付託議案、（１）議案第５９号　令和６年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。 理事者の説明を求めます。　岡村上下水道課長。
上下水道 課長	おはようございます。 それでは、議案第５９号　令和６年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第１号）について、ご説明申しあげます。 はじめに、議案書を朗読いたします。 （　議案書朗読　）
上下水道 課長	今回の補正予算は、人事異動によります人件費及び奈良県域水道一体化に伴う資産整理によります除却費の補正であります。 それでは、補正予算書３ページの、令和６年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第１号）実施計画に基づきまして、ご説明申しあげます。

収益的収入及び支出の支出で、第1款 水道事業費用、第1項 営業費用、第1目 原水及び浄水費で、45万4千円の増額、第2目 配水及び給水費で、122万1千円の減額、第4目 総係費で、53万9千円の増額、第3項 特別損失、第1目 臨時損失で、121万7千円の増額、合計で98万9千円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

上下水道課長 以上、議案第59号 令和6年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員 5ページのところの職員給与費明細書(1)総括のところの人員が2人増えているんですけども、もうひとつのほうの下水道の方は2人減っているんですけども、これはどういう意味なんですか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 こちらのほうにつきましては、水道の職員と上下水道課なんで下水道の職員と、今回の採用に伴いまして内部異動等がございまして、両方で異動してますので、このようなこととなっております。

齋藤委員 水道が2名増えて、下水道が2名減って、内部異動って具体的に。

上下水道課長 まず水道のほうですね、今、ご紹介させていただいた職員3名増えまして、下水道のほう1名退職してまして、中で水道と下水道の職員の入れ替え

等がございましたので、このような計算となっております。

委員長

木澤委員。

木澤委員

企業団の参加に伴う資産整理ですね、この除却損失のことだと思うんですけど、これの中身はどうなんですかね。

委員長

岡村上下水道課長。

上下水道
課長

資産の整理による物件の除却費でございます。まず、この中にこれまで水道事業の中で、敷地の中に里道の用途廃止と登記業務がございました。こちらほうはもうだいぶ以前に終わっておりましたので、そちらの方を除却するというのと、建物ですね、4件、役場東側の中継基地であるとか、この水道事業をたてましたときの式典費用であるとか、図面修正業務というのも途中でやっておりまして、そちらのほうはすべて終わってますので、今回整理に伴ってそういったものも資産から除却するということで、今回こういった補正を行わせてもらいました。

木澤委員

資産から除外するというのはわかるんですけど、今、おっしゃった式典の費用というのは当時処理されてなかったんですか。

上下水道
課長

当時ですね、終わった時にちょっとこれは台帳とかいろいろ整理する中で、全部の資産等を見なおしている中で、今回除却されておりませんでしたので、今回そういった整理ということで、除却をしているところでございます。

木澤委員

普通式典の費用っておっしゃると、かかった金額が計上されると思うんですけど、それがその資産として残っていたというのは、どういう状況なんですか。

上下水道

台帳の中に通常資産であるとか、土地とかその時の減価償却であるとか、ず

課長	つと資産台帳に残しているんですが、その中のひとつの中に式典費用が含まれて計上されておりましたので、今回そちら資産として必要がない分なので、今回除却させていただくところでございます。
委員長	暫時休憩します。 (午前9時10分 休憩) (午前9時14分 再開)
委員長	再開します。 岡村上下水道課長。
上下水道 課長	資産の除却の時期でございますが、こちらのほうにつきましては、資産計上いたしまして、減価償却が終わりました年度で速やかにしていくということでございまして、そちらのほうが少し遅れてましたので、今回補正させていただくといったところでございます。
委員長	これをもって、質疑を終結します。 お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (異議なし)
上下水道 課長	異議なしと認めます。よって、議案第59号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。
委員長	次に、(2) 議案第60号 令和6年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第1号) についてを議題とします。 理事者の説明を求めます。 岡村上下水道課長。
上下水道 課長	それでは、議案第60号 令和6年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第1号) について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

上下水道
課長

今回の補正予算は、人事異動によります人件費の補正及び企業債償還金利息の補正であります。

それでは、補正予算書4ページ、5ページの、令和6年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画に基づきまして、ご説明申しあげます。

初めに、4ページ、収益的収入及び支出であります。

収入では、第1款 下水道事業収益、第2項 営業外収益、第1目 他会計補助金で、35万1千円の増額補正をお願いするものであります。

支出では、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用、第2目 総係費で、347万1千円の減額、第2項 営業外費用、第1目 支払利息で、382万2千円の増額、合計で35万1千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、5ページ、資本的収入及び支出であります。

収入では、第1款 資本的収入、第4項 出資金、第1目 他会計出資金で、14万2千円の増額補正をお願いするものであります。

支出では、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 管路建設改良費で、14万2千円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

上下水道
課長

以上、議案第60号 令和6年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第60号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第61号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生
課長

それでは、議案第61号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

都市創生
課長

続きまして、議案書の2枚目をお願いいたします。

本議案は、斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定につきまして、法隆寺iセンター管理運営グループ 代表法人 株式会社呉竹荘を、令和7年4月1日から令和15年3月31日までの8年間、指定管理者に指定し、当該施設の管理等を行わせようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理候補者の選定にあたりましては、民間活力を施設運営や観光振興に活用し、持続可能な観光地域づくりを推進するために、新たに公募型プロポーザル方式による選定手続きを実施しておりまして、2者から事業計画書の提案

があり、総合的な選考審査の結果、一定基準を満たし、かつ、最も評価が高い、同事業者を優先指定管理候補者として決定いたしました。

なお、指定の期間は、経費削減効果の最大化が見込まれるなどの観点から、同事業者からの提案通りの８年間としております。

次に、資料１－１をお願いします。

こちらは、同事業者から提案のありました事業計画書の概要であります。

事業運営にあたりまして、表紙下段にありますように、呉竹荘の関連会社の３社によるコンソーシアム、共同事業体を設立して運営される提案となっております。

１枚めくっていただきまして、１ページをお願いします。

「１．管理運営方針」では、法隆寺ｉセンターの運営にあたりまして、隣接するマルシェ・宿泊施設等複合施設との連携強化を行い、効率的な管理運営の実現を図り、下に掲げる６つの基本方針に基づき各種事業に取り組み、持続可能な観光振興の実現をめざしていく内容となっております。

次に、２ページをお願いします。

「２．コンセプト」といたしまして、先ほどの基本方針の実現のための具体的な施策を、２つの区分、これは、施設の管理運営事業と地域観光振興事業になりますが、これらに分けて取り組んでいくこととされております。

ページ中央に、左右に分けて図示されておりますが、左側の施設管理運営事業では、運営計画、人材管理、財務管理、施設・設備管理などの視点で計画的に運営を進められます。

右側の地域観光振興事業では、多くの関係者の協力が必要であり、株式会社の形態での実施ではなく、非営利組織での運営を想定しており、（仮称）斑鳩町観光局の設置を計画されております。ページ下の枠内の概要のとおり、観光局は、多様な関係団体が参画、協力する公益性を持った組織とし、その事業費は、指定管理料の中から助成することとしております。

なお、現観光協会との関係性についてであります。観光協会にも協力を求めながら、その業務実施体制と人員配置に取り組む予定であり、呉竹荘側からは、可能であれば、観光協会にその役割を従来どおり担っていただきたいとの意向を示されており、今後、現職員の雇用や待遇等の協議に合わせて、町も両

者の間に入って、観光協会の組織のあり方を含め、調整してまいりたいと考えております。

次に、3 ページをお願いします。

「3. 指定管理事業の経験とノウハウの注入」といたしまして、これまで、掛川城公園の運営など、多くの経験と実績を有しており、培ったノウハウで当町のまちづくりに寄与していくことが示されております。

ページ下の「4. 観光促進に関する目標数値設定について」では、(1)で、推計観光客数の目標値、(2)で、法隆寺 i センターの利用者数の目標値、(3)で、i センター2階多目的ホールの利用目標値をそれぞれ掲げております。

次の4 ページに移っていただきまして、(4)では、数値目標に向けた取組みとして、ターゲット層の拡大、デジタルマーケティングの強化、観光客の利便性の向上、季節ごとのイベントとキャンペーンを挙げております。

次に、「5. 施設利用の促進に向けた取組みについて」では、多目的ホールの有効活用として、予約受付システムの導入、修学旅行等の昼食会場としての活用、各種体験講座の開催などがあり、1 階の喫茶コーナーの有効活用として、現在、休業中のスペースをリニューアルオープンし、テイクアウト等のメニューを提供し、集客につなげることを計画されております。

次に、5 ページをお願いします。

「6. 新たな観光商品の開発について」では、歴史・文化をテーマにした体験型ツアー、自然を活かしたエコツーリズム商品としてサイクリングツアーや農業体験、地域の特色をいかしたイベント、斑鳩の里グルメツアーなどを挙げております。

次に、「7. 観光DXの活用について」では、スマートフォンアプリを活用した観光ガイドの開発・研究や、デジタルサイネージの導入、AIを活用した観光案内システムの開発・研究などを計画されております。

次に、6 ページをお願いします。

「8. 各種関係団体との連携、事業実施における地域との関係性の構築について」では、紅葉まつり開催における実行委員会の事務局の役割として、各種団体との調整を含めて、イベント経験者等による運営支援を行うことや、観光

ボランティア運営事業として、「斑鳩の里観光ボランティアの会」がこれまで以上に活動しやすい環境づくりに尽力していくことについて明記されております。

また、各種地域活性化会議等へ積極的に参画し、当町の観光振興につなげていくとしております。

事業計画の概要については以上であります。

続きまして、A3の資料1－2をお願いいたします。

こちらは、本事業における指定管理者の収支の推移を一覧表にまとめたものでございます。

過去実績として、令和元年度から令和6年度までについて、斑鳩町観光協会における決算額または予算額を記載し、令和7年度から令和14年度までについて、法隆寺iセンター管理運営グループの提案額を記載して、それぞれの項目で比較しております。

それでは、提案額の主な項目について、ご説明いたします。

はじめに、①の収入についてであります。

表左側に行番号を付してありまして、その1行目の「町からの収入」についてであります。こちらは、町からの指定管理料であり、令和6年度までの過去実績は、比較しやすいように、観光振興事業の財源にあたる観光協会補助金を含めた額となっております。令和7年度以降の提案額につきましては、備考欄にありますように、公募の上限額を年間4,660万円に設定してありまして、初年度の令和7年度は、ここから29万円減額された4,631万円ですが、最終年度の令和14年度は、250万円減額された4,410万円となり、段階的に減額されております。

次に、8行目の物品販売収入については、斑鳩ブランド商品を中心に、販売環境を強化される計画で、219万円を例年、計上されております。

次に、その下、9行目の事業収入については、喫茶コーナーの売上げとなっており、初年度の令和7年度は、1,304万7千円で、最終年度の令和14年度は、200万円程度増額され、1,522万5千円となっております。

続きまして、②の支出についてであります。

表の下の方の、新規事業のうち、41行目の喫茶コーナー運営事業について

は、喫茶コーナーの管理運営費でありまして、例年1, 147万2千円が計上されております。

その下の42行目の観光活性化事業については、先ほどの計画書で提案されていた新規事業への投資額となっており、例年、約150万円が計上されております。この金額は、この指定管理事業の黒字額であり、計画を上回る収益が確保された場合は、増額される提案となっております。

以上のように、町の施設運営や観光振興の事業目的を達成するための数多くの取組みを挙げつつも、経費面では、指定管理料を低水準に抑えながら、収支黒分を新規事業に充当していくような提案となっており、民間の経営ノウハウを活かした持続可能な事業運営が期待できるものと考えております。

最後に、今後のスケジュールについてであります。

本議案をご可決いただきましたならば、指定管理者と基本協定書の協議を行い、1月下旬までに締結を進め、また、令和7年度分の年度協定書を3月中に締結する予定であり、その協議のなかで、具体的な事業計画や、提案額の範囲内での金額調整などを行いながら、随時、職員間の業務引継ぎも並行して行う予定となっております。

以上、議案第61号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員 指定管理者の応募、2社とありますけども、もう1社はどこだったんでしょうか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 今回の公募型プロポーザルということで、2社から応募あったんですが、指定管理者候補者となりましたのがこの1社だけで、その他の落選した事業者に

つきましては、企業のイメージ等もございますので、非公表とさせていただいているところでございます。

齋藤委員 そもそもですね、現在の指定管理者である観光協会がですね、どこが悪かったために指定管理者の公募をされたのか、もう1回教えてもらえるでしょうか。

都市創生
課長 落選した事業者名とともに、落選理由につきましても、そちらにつきましても企業の印象等影響しますことから、非公表とさせていただいておりまして、今回の資料につきましては、指定管理候補者とした事業者の。

委員長 質問内容が、この公募に至った理由を教えてください。

都市創生
課長 今回、この公募させていただく理由といたしましては、コロナ禍後の旅行スタイルの変化ですとか、マルシェホテルの開業、令和8年3月に予定しておりまして、観光客の誘致に柔軟に対応できるような、体制整備を行うことが今の時代から求められておりまして、このようなことに対応していくためには、民間活力を活用した持続可能な観光地域づくりというのが必要不可欠でございまして、これを実現するためには民間事業者のノウハウ、経営ノウハウというものが必要でありまして、これを町の指定管理事業に活かすために、今回公募させていただいたということでございます。

齋藤委員 もうひとつ言えば、観光協会も民間だと思うんですけども、先ほど民間の活力とおっしゃってますけども、民間の活力、観光協会は民間の活力ではないんでしょうか。

都市創生
課長 観光協会につきましては、一般社団法人でございまして、民間でございまして。ただ今回、民間であればどこでもいいというわけではなくて、公募をしておりますので、民間活力としての経営ノウハウがこの提案に活かされているかどうかというのが、大きなポイントとなっております。この辺りを評価した結

果、現在のこちらの事業者が決まったということでございます。

齋藤委員

もうひとつ、別の次元なんですけども、今の時期に指定管理を募集したのはなぜなのか、少なくともですね、今、呉竹荘が、建物がまだ建ってなくて、経営状態を見てからでも遅くなかったんじゃないかなというふうに思うんですけど、それは、なぜ今の時期だったのかというのを教えてもらえるでしょうか。

都市創生
課長

今のタイミングとしましては、まず、来年度に大阪・関西万博が予定しておりまして、来年度インバウンドの増加が大幅に見込まれると、このタイミングをまず活かしたいというところがございます。また、先ほども申しあげましたように、令和8年3月のマルシェ宿泊施設のオープンも控えておりまして、法隆寺iセンターの機能の充実、これは集客力の強化ですとか、また宿泊者がおられるということで、夜間の運営等も重要になってこようかと思われておりまして、このようなことが求められている状況。

また国のほうからも観光DXの取組みというものが重要ということで、求められておりましてこのような事情がありつつ、また例年こちらの補助金と指定管理料が年々増加している状況がございます。このような課題と、また費用面の課題、この両方とも実現していくためには、この公募が必要であり、こちらにつきましては、できるだけ早い方がいいということで、今回このタイミングとなったところでございます。

齋藤委員

呉竹荘がですね、令和8年2月にオープンするということになってますけども、もし呉竹荘がオープンしなかったら、指定管理というのはやっぱり続けるということなんでしょうか。それとも取りやめするんでしょうか。

都市創生
課長

公募につきましては、宿泊施設等のことの条件はございませんので、この指定管理事業に応募された事業者ということで、ホテルの関係、現在のところ令和8年3月は予定通りとなっているんですけど、こちらの事業関係なく、8年間は指定管理業務ができるという形、やっていただくものと考えているところでございます。

齋藤委員 指定管理と違いますけども、オープンする見込みというのは今のところ町としては掴んでいるのでしょうか。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時42分 休憩)

(午前9時42分 再開)

委員長 再開します。齋藤委員。

齋藤委員 否決になった場合ですね、もうひとつの次点であった、次点というかもう1社を指定管理にするというのは可能なのか、可能でないのか。教えてもらえないでしょうか。

都市創生課長 今回、否決となりました場合につきましては、もう1社のほうが管理者となることはございません。

齋藤委員 ということは否決になった場合は、再度指定管理を募集するのでしょうか。それとも募集しないで町が決めるのか教えてもらえませんか。

都市創生課長 否決された場合についてでございますが、否決された理由が何かによって大きく関係してくるものでございまして、否決理由がクリアできるのであれば、通常の場合、2度目の公募をしていくものになると考えております。ただ、公募していくにあたりまして、4か月から6か月程度は最低期間かかりますことから、次の指定管理業務の4月に間に合わないことも十分想定されまして、その際には施設運営に大きな支障が生じるものと考えているところでございます。

齋藤委員 今、指定管理から4か月ぐらいかかるとおっしゃってましたけども、その間

観光行政というのはどのように運営していく予定でしょうか。

都市創生
課長 否決された場合にですね、指定管理者がいらないということになりますので、
その場合募集して、次の指定管理者が決まるまでの間、町で直営するか、もし
くは、一部業務委託でどちらかの事業者をお願いするか、ということにはなる
のかというところでございますけれども、この場合、その調整がつかない場
合、やむを得ず休館措置ということも十分考える状況っていうのがあるのかな
というふうに思っているところでございます。

齋藤委員 今、もし否決になった場合、観光協会から担っていただいている観光ボラン
ティアの会ありますけども、その事務の窓口も町が見てくれるっていうことで
しょうか。

都市創生
課長 否決となり、直営となった場合ですね、施設を開けるということはトイレ休
憩等、もしくはパンフレット等を置いたり、そういう案内についてはできる可
能性は高いと思うんですけども、ボランティアガイドの方の予約受付ですと
か、また調整とかそういった事業を含めまして観光振興事業につきましては、
実施していくにはとても準備期間が足りないのかなと思っておりまして、そ
ちらの事業についてはかなり大きな支障が出るものと考えているところでござ
います。

齋藤委員 可決になった場合ですけれども、先ほど説明で可決になった場合には観光協
会の職員を採用するよという話を伺いましたけども、呉竹荘は採用する
という意向はあるということによろしいでしょうか。

都市創生
課長 こちらの事業者につきましては、町からの公募の条件にも、現職員の雇用に
ついて引き続きつとめることという条件を入れておりますので、また、プレゼ
ンテーションの際にも雇用の確認についてはやっておりますので、現職員が希
望されるならば、引き続き雇用していただけるものと考えているところでござ
います。

齋藤委員 採用していただく場合の、雇用条件というのは、現在の雇用条件を維持してもらえることでしょうか。それとも条件が変わるということでしょうか。

都市創生
課長 雇用条件につきましては、今後、呉竹荘側と観光協会の職員の方との話し合いで決まっていくものでございまして、現在のところそのような接触はされておきませんので、その点につきましては、今後決まっていくものであるということでご理解よろしくお願いいたします。

齋藤委員 呉竹荘が指定管理になった場合ですね、長い間観光協会が法隆寺とか観光関係の機関と築いてきた関係が中断し、再構築するような形になると思うんですけど、中断というのはやはり斑鳩町にとって大きなマイナスになると思いますけども、それはどのようにして新しい関係を築いていくってことを考えているのでしょうか。

都市創生
課長 法隆寺の関係なんですけども、こちらにつきましては、事業者であります呉竹荘側も、観光振興事業については公益的な団体を設立するという趣旨の計画を持たれておりまして、中断するようなことがないよう、町のほうもつとめてまいりたいと考えております。法隆寺側の意向によりましては、町が間に入って、法隆寺さんとの連絡調整役として動くということも考えているところでございます。

齋藤委員 指定管理事業計画書の中身教えてもらいたいんですけど、この指定管理の中の、法隆寺 i センター管理運営グループというのは、具体的にはどのような組織なのか、例えば（仮称）斑鳩町観光局長がトップになって、その下に法隆寺 i センター所長がいるとか、具体的にどのような組織になっているのか、わかりましたら教えてください。

都市創生
課長 組織としましては、現在のところ、計画書では 12 名で調整されておりまして、指定管理事業の運営責任者として法隆寺 i センターの所長を 1 名置かれ

る。また、観光振興事業の責任者として（仮称）斑鳩町観光局の局長として1名置かれる。その下に複数名の職員がいるというような体制となっているところでございます。

齋藤委員 （仮称）斑鳩町観光局長と法隆寺iセンター所長というのは、常時iセンターにいらっしゃるのか、呉竹荘の本社のほうにいらっしゃるのか、そのようなところはどうか。

都市創生課長 この辺りの運営体制については、まだしっかりと決まっているところではございませんが、計画書の中を見えますと、所長1名につきましては、常勤、常勤といいましても、365日この施設が運営されておりますので、交代勤務にはなるとは思うんですけども、一応1名の方は常勤でおられる、ただ、この観光局の局長1名につきましては、非常勤ということで現在のところは計画されているところでございます。

齋藤委員 収支の推移のところですね、一番右の下のところは新規事業は再投資となっておりますけども、収益は呉竹荘の本社のほうに返還しないで、それを法隆寺iセンター管理グループの中で、再度、収益として再循環するということで理解していいんでしょうか。

都市創生課長 提案書の中身としまして、収支黒字分については新規事業にすべて投資していくということになっております。

齋藤委員 6ページ目のところにですね、観光ボランティアの運営事業の中に、観光ボランティアは、斑鳩町の観光振興はもとより、市民協働によるまちづくりを推進するためには重要な組織であると考えています。このため斑鳩の里観光ボランティアの会がこれまで以上に活動しやすい環境づくりに尽力していきます。と書いてますけども、これは、今まで観光協会が担ってきていただいたものはそのまま引き継いだうえ、それ以上に活動しやすい環境をつくるということで、理解してよろしいんでしょうか。

都市創生課長 このプロポーザルの公募の仕様書内にもですね、一旦、現行の事業についてはそのまま引き継いでもらうというような条件を含めておりまして、またその内容については今後時代によって、さまざまな変化がありますので、一旦は引き継いでいただくということになっているんですけども、今後、関係性とかできた場合には、より改善していいような環境づくりをしていきたいというような計画となっておりますので、このとおりしていただけるものというふうに思っております。

齋藤委員 その下に図がありまして、法隆寺 i センターと（仮称）斑鳩町観光局、観光行政経験者、3 者揃って、斑鳩の里観光ボランティアの会を活動支援するような図となっておりますけども、今は法隆寺 i センターが活動支援をしていただいておりますけども、3 者が一緒になって活動支援していただくというのは、具体的にはどのようなイメージなのか、わかりましたら教えていただけませんかでしょうか。

都市創生課長 こちらの図につきましては、現在も観光協会の立場としまして、法隆寺 i センターの施設管理者という立場がございます。また、観光局、観光協会の事務をされている方という二つの側面がありまして、この一番上の i センターと（仮称）斑鳩町観光局につきましては、従来通りの体制になるのかなというふうに考えているところでございまして、こちらの観光行政経験者につきましては、こちらの事業者が持つておられる観光にたけた方のアドバイスを受けるということで、常にその方が常勤されるという意味ではないというふうには考えております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 今回、資料として決定された事業者の方の提案内容見せていただきましたけども、やはりこの指定管理者の指定にあたって、もう一方の団体がどういう提案をされていたのかというのを比較してみないと、なかなか選定するのにこち

らも判断ができないなというふうに思うんですけど、もう一方の団体が出された提案内容というのは示していただくわけにはいかないんでしょうか。

都市創生
課長

こちら、プロポーザル方式による事業者選定としまして、どの団体も同じだと思んですけど、基本的に提案というのは、企業秘密にも当たりますので、この提案を出すことによって、その会社の持っておられるノウハウとかが漏れてしまうというのがございまして、また点数結果につきましても、今回、町側の判断で行った評価でございまして、それがあたかもその会社の評価のように広まってしまうということは、やはりその会社としては避けたいという事情もございまして、一般的にこういったものについては公表してないということでございまして、ご理解いただきますようお願いいたします。

木澤委員

前々からこのプロポーザル方式については、その点について疑問があったんですけども、町では部内ですね、いろいろ体制もとって事業について評価されているかと思えますけども、評価過程であったり、どういう部分を評価したのかというところなんかですね、こちらはわからないわけですね。そんな中で、町が示してくるものに対して、イエスかノーかっていう選択を迫られるというのが、私は審査の在り方としてふさわしいのかどうかというのが、ちょっと疑問なんですよね。町としてですね、言える範囲で構いませんので、それぞれの事業者から提出された提案内容を比較して、どういう点でそちらになったのかとか、そういう点についてはお答えいただけないでしょうかね。

都市創生
課長

なかなか難しいところではあるんですけども、町が評価した点というのは、先ほど私が提出議案説明で説明させていただいたところとございまして、それにつきましては、現在の事業者が優れている点であったということでご理解いただいていいのかなと思っておりまして、特に町が評価したところとしましては、この指定管理者の提案額ですね、提案額についてはかなり差があったというところ、また新規事業の提案数ですね、こちらについてもこの業者が数としては多い、また現在の呉竹荘の評価点にもなるんですけども、新規事業にあてる投資額というのが、きっちり金額としてこのように毎年毎年150万程度と

いうのをあげて、事業に取り組まれるということが書かれておりましたので、この点については事業の実現性が高いということで評価させていただきました、総合的に評価いたしまして、現在のこの事業者を候補者として選定したところでございます。

木澤委員 金額面でだいぶ差があったということでおっしゃいましたけども、これもと上限額4,660万で提案して、後年度にいけば資料によると下がっていくとなっておりますけども、初年度でいうと先ほど29万とおっしゃってましたかね、要は上限いっぱい提案してこられているというふうに思うんですけど、もう一方の事業者は、何年でどういう金額で提案されたのかっていうのは、これはお答えいただけないんでしょうかね。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時00分 休憩)

(午前10時00分 再開)

委員長 再開します。 福居都市創生課長。

都市創生課長 具体的な提案年数ですとか、金額につきましては、非公表としておりますので、申し訳ございませんが、お答えすることはできません。

木澤委員 今回8年の提案で、そのまま採用という形になってますけど、今回初めて公募という形で、民間の事業者さんを入れてやるという、この取り組みにいきなり8年組むというのはどうなのかなという思いがあります。これまでずっと3年間で指定管理を指定して、継続的に更新はされてきましたけども、3年間で結果出していただけるような提案がなかったのかなというのと、契約してしまったらもう途中でこちらの方から何か不備がない限り解除するっていうのはできないでしょうから、このやり方がどうなのかなというのは疑問があります。

それとですね、民間の事業者さんを指定することによって、町民にとって不

利益になるようなことはないかなというふうに思ってるんですけど、例えば三井の観光駐車場ですと、今利用料金は無料で利用いただけてますけど、これ指定管理者の方で新たに料金設定することができるとなっていると思うんです。その前には町と相談したうえでとなっているんですけども、これが例えば今後有料化されていくとか、そういう心配はないんでしょうか。

都市創生
課長

まず、指定管理期間を8年とした理由についてでございますけれども、こちら指定管理者の制度運用方針というのを町で立てておりまして、その中でも設備投資などを行い、経営的な視点で管理運営される施設や、長期的に安定して管理運営がなされるべき施設については8年以内とするという方針を立てておりまして、それも基づいてしております。

今回の公募事業内容がこれに該当しておりまして、もともと公募した時の条件というか、公募仕様書内にですね、3年以上8年以内として設定しております。その上限の8年で提案されていたところでございます。

この計画書内見ていただきまして、施設に対する投資が予定されている。これは喫茶コーナーになるんですけども、こちらの投資を予定されると、やはり一定の減価償却期間が確保することが必要となってまいりますので、また、こちらでの収入も見込んでおられまして、経費の削減効果の最大化がでるのが、やはり一番長い8年間というのが、こちらの計画書ですとか、提案のプレゼンテーションでもわかりましたので、この最大の8年間で町としても認めるというか、これで議案の方を8年という提案を採用させていただいたところでございます。

また、三井の駐車場についてでございますが、こちら委員からのご指摘ありましたように、町と協議ののちに金額を上げれるということになっておりますので、現在のところ、この三井の駐車場については無料でやっていくというところは、町としても方針として、そのままでしておりますので、それについては問題ないのかなと思っているところでございます。

委員長

伴委員。

伴委員	非常にこれ、斑鳩町どうなっていくんかなと、私はこの説明を聞き非常に心配をしております。まず、この話が夏前に委員会に出てきたと、その時公募して、そして選定作業して、そして議会に報告して認定っていう形の流れになるような話は聞きましたが、本日委員会に出てきて、この12月の定例会最終日に賛否の形になると思うんですけど、それでもし否決されたら4月に間に合わんかもわからん、これは正直言ってどっちでもできるようにしてほしかった。正直言って可決しなければだめですよと、間に合わない、これは僕流に言ったら殺生な話だと思いますね、僕の今の気持ちとしたら。そして正直いって色んな最低限のことができるかどうかともわからない、ちょっと大丈夫かなと。 今回、題目見ますと観光駐車場観光案内所、ということは観光駐車場、自動車駐車場、観光自動車駐車場も8年に変わるわけですか。まずこれから聞かせてください。
委員長	福居都市創生課長。
都市創生課長	観光自動車駐車場は、三井の駐車場を指しておりますが、こちらにつきましても、8年間ということになります。
伴委員	ということは、今、指定管理でやっていただいているところは今まで通りの3年という考え方でええわけですね、iセンターの隣の、今、呉竹さんにやってもらってますわな、それはどうなるんですか。
都市創生課長	iセンター横の観光自動車駐車場につきましては、町の観光自動車駐車場という位置づけではなくなっておりまして、こちらについては呉竹荘さんがマルシェ宿泊施設等の事業者誘致事業の一事業として含まれておりますので、49年間呉竹荘が運営することとなっております。
伴委員	ごめんなさい、おっしゃる通りですね、確かにその時に話させていただいた。その話も正直いって今までと違う形に、呉竹荘さんにホテル事業誘致に絡み、その時もいろいろ議論させていただいた記憶があります。その時果たして

人の雇用は守っていただけるのか、そしてトイレ改修とかそのあたりの話も今現在どうなっているのか、それから呉竹さん、今度絡んでくる、駐車場と絡めて質問させていただきますけども委員長いいですね。そうなってくると駐車料金、ウイルス感染拡大の時は、僕もしゃあないと思います。はっきり言ってお客さんが来ないわけですから。すべてが止まっている、人と会ったらあかん、そういう状況でしたから、難しい。それでご相談されてくるのも事業者としてわかります。ただ、3回目の結局資金繰りでちょっと堪忍してもらえへんか、ホテル建てる期間も考えてほしいと、これ斑鳩町によってはすごい損失、やはり民間だからあることだと思ってきます。不安定さ、どうしても安定性と、その代わり今、説明していただいたように、非常に今までと違う煌びやかな事業企画を出してこられると思います、この判断だと思うんです。8年でこられるのもわかります。長期で考えてこられるのもわかります、だけどやはり安定性という部分が、もう底に達している。私がもし呉竹荘の立場であれば、今回今まで観光駐車場の件で斑鳩町に迷惑かけているのであれば、正直無理を言ったというのであれば、ホテル建ててから、実績をつくってからこの話に手を挙げると思います。総合的にやっていきたいという気持ちはわかる、理解できます。だけどこのタイミングで、まだホテルが影も形もない状態でこれを言っこられる、僕正直言って、なおかつ資金繰りはこれは企業それぞれの責任ですわな、そのあたりについて斑鳩町、こちらのほうを選定された、非常に僕心配するということについてお答え願います。

都市創生
課長

まず資金繰りの関係なんですけれども、通常の株式会社で起こりうる資金繰りがうまくいかなくて延期されるということであれば、町の方もその理由ではその減額ですとか、延期というのは難しいのかなというのは考えておりまして、今回、資金繰りの問題がコロナ禍の企業を支援するための危機対応融資というもので、日本政策投資銀行がされたあくまで公的な資金となっております。この公的な資金をまず受けれるような状態であったということは、国のほうからも認められているような状況、その公的な資金の危機対応融資の条件として、2年間の新たな投資が禁じられているような状態でありましたので、こちらについては一定呉竹荘の延期理由としては認められるということ町とし

て認識しておりまして、その分の延期については町としてはやむを得ないものと、こちらも自然災害のような扱いということで使用料についても一定300万円で、通常減額することはないんですけども、そういう条件であればということで、減額対応としたところでございます。

その減額対応や延期についても全国的な事例ですとか、コロナ禍という要因を考えますと、町が譲歩してしたというわけではなくて、一般的な対応として、しているものでございますので、今回の指定についても、それらの影響については全く考慮する必要はないというところで今回候補者として選定し、また議案を上程させていただいたところでございます。

伴委員

あのね、いっけん説明聞くとそうかなと思いまんねんけどね、実質その年の駐車台数見ますと、そこそこの駐車台数が斑鳩町のあそこの駐車場に入っている、そのような状態であった。そしてなおかつ公的な資金が投資に回せない、これは調べておくのは当たり前ですわ。はっきり言って公的資金が回せないということが、まあ言うたら予定に組んでおられたこと自体が非常に私からすると、んっとするところで。それとこういう場合ね民間の銀行に持っていけるんですよ、こういう理由で急に投資がしようとしているんですけど、でけへんようになったと。普段付き合いのある銀行に、今、福居課長が言った、もっともな理由ですんで、もちろん指定のあるメインバンクですな、そっちへ持っていけば、わかりましたと、その分だけつなげてもらいますわとか、その分だけ代替でさせてもらいますと、公的資金あとから入ってきますねんからと、十分なる話です。別にホテルを遅らさなあかん理由はなんにもありまへん。それが、何の瑕疵もないと言われたらちょっと違うんちゃうかいなと、私、事業している者からするとそんな気がするんです。その辺は見解の違いという感じで捉えておきます。どんどんどんどん質問ずっとなってしまうですんで、これに対しては、非常に心配しているということだけお伝えして私の質問は終わります。

委員長

井上委員。

井上委員 議会の議決を通ったり通らなかったりという話でまず、その後、協定を結んでいく、協定書にまた議会の、それは通ったら通ったで協定書という話はそちらのほうで協定を組んでいかれるのか、それとも前回にはホテル誘致の関係で色んな部分が入ってなかったところによって、災害認定のね、取り決めがきちっとできない言える言えないという話の部分の話ありましたやんか。今回、観光協会のほうと皆さんと共にやっていく、8年間やっていくという話、協定という話は、協定を組む、これは議会の議決が決まってから、協定の話になってくるとは思うんですけども、その協定を組むときに、またこちらのほうに相談とか、こういうのを入れておいた方がええのと違うかとか、話を交えることができるんですかね。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 今回の議案は地方自治法に基づく指定管理者の指定となっておりまして、この議決事項につきましては、まず指定管理者を誰にするのかというのと、あと期間何年間にするのかだけに限定されたものでございますので、それ以降につきましては、町のほうで協定書を協議し、協定書の内容について締結していくようなこととなっております。

金額面につきましては、3月補正で令和7年度の予算と、また8年間でするので、残り7年間の債務負担行為の金額については3月議会で上程していくものでございますので、そちらでご審議いただくものとなります。

また、先ほどから指定管理の8年間どうするのかという話もあるんですが、協定書につきましては8年間でするんですが、具体的な金額ですとか、事業内容につきましては、年度協定書ということで、毎年、進捗管理しながら精査して金額を組んでいくこととなりますので、その際にまたより深い内容で協議をさせていただくということになっているところでございます。

委員長 議案第61号については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。

木澤委員。

木澤委員

それでは、議案第61号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について反対の立場から意見を申し上げます。

今回の議案は、iセンターと三井の観光自動車駐車場という2つの施設の管理運営業務と、斑鳩町の観光振興業務全般を行う事業者を指定管理者として指定するものです。町長は今年3月議会の施政方針のなかで初めて、指定管理者を公募するとの見解を発表し、そして年内に公募を行い、指定管理者を決定するところまで進めました。まず思ったのは、こうしたスケジュールが性急すぎるのではないかという点です。これまで、これらの管理運営は、斑鳩町観光協会が長年行ってきました。町は、この間の観光協会の運営に対しては課題があると感じ、観光協会と協議を重ねながら改善を求めてきたようですが、議会に対して、それらの点について具体的な報告や相談等はなく、途中で一般質問などもさせていただきましたが、現在の運営上の問題点の把握や、その改善方法等について、十分な審議・検証を行う暇がない状態で、議決を迫られていると感じています。

次に、公募に伴い、プロポーザル方式による事業内容の提案が2団体から出されたとのことですが、本日、指定管理者として決定した団体の分については、一定の資料とともに、説明を受けましたが、もう1方の団体の分については、確認することができず、どちらが優れているのか議会として評価・判断のしようがないという点です。町が決定した事業者の事業提案については、私も以前に視察に行かせていただいた際に、実際に取り組み状況を見せていただきましたし、評価できる点はあると考えます。これは、この公募型プロポーザル方式の弱点というか欠点だと思うのですが、具体的な提案内容によって、事業者を選定できるというメリットがある一方、その評価の客観性を外部に示すことができないため、議会審議の際の判断材料が、事業内容以外の部分に左右されやすくなるというデメリットになってしまっています。この点については、プロポーザル方式のなかでのシステムの改善をするか、もっと違う方法で審査をするのか、今後の研究課題であると考えます。

次に、今回、町が決定した事業者・団体についてです。この事業者は、現

在、町と別の町営駐車場の賃貸契約を結んでおり、その敷地内にホテルの建設を進めています。この間、そのホテル建設に関わって、その事業者と交わした覚書が期限内に履行されず、ホテルの建設時期が延び延びになってきたという経緯があり、町民からも不信の声があがっています。さきほど、この事業者から提案された事業内容について、評価できる点はあると言いましたが、果たして本当にその内容で事業が実施されるのか、すでにコロナ禍による影響は払しょくされたと考えますが、ホテル事業の収益が思うように伸びないからと、また、資金援助や指定管理料の増加などを求めてくるのではないかと、という懸念を私は払しょくできません。

ですので、この事業者から応募がある可能性を知らながら、町がこのタイミングで公募をかけたこと自体については以前から問題指摘をしてきました。少なくともホテルの建設が完了し、その運営状況を見極めたのちに判断すべきだと私は考えます。誤解のないように申しあげておきますが、私は決して1事業者に対して個人的な感情で問題指摘をしているものではありません。また、もっと他の団体からも応募があれば、また状況は違ったのかもしれません。私は民間の活力を活用することは否定しませんし、この事業者に対しては、きちんとホテル建設をまず進めていただき、順調な運営とともに、町の観光振興にも貢献していただきたいというふうに考えていますが、今回の指定管理者の指定については、ただいま申しあげたことから、町民の理解を得るのは難しいものだと判断し、この議案に対しては反対の立場であることを申しあげ、私の反対討論とさせていただきます。

委員長

次に、本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。
横田委員。

横田委員

議案第61号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、賛成の立場から意見を申しあげます。

当施設の指定管理者の指定については、過去19年間にわたり、単独での選定手続きを行っていましたが、今回の議案では、民間活力を施設運営や観光振興に活用するため、行政改革的な観点から公募型プロポーザル方式による選

定手続きが新たに実施されております。

法隆寺 i センター管理運営グループの提案内容をみますと、他団体での指定管理実績を有し、その経験と実績を活かしながら、明確な目標をもって、施設利用の促進や観光商品の開発、観光 D X への対応などに数多くの取組みを計画されております。

さらに、経費面においても、喫茶コーナーなどの事業収益の確保に努め、これまで増加傾向にあった指定管理料の縮減をはかりつつ、新規事業への投資を充実していく内容となっております。

以上のことから、公募目的に掲げられた持続可能な観光地域づくりの実現が十分期待できるものであり、周辺地域への波及効果や長期的な視点から、町の賑わいづくりや地域経済の活性化に寄与するものと考えられることから、本議案に賛成するものであります。

町におかれましては、事業計画の進捗状況等をしっかりと確認し、本事業に取り組まれることをお願いし、私の賛成意見といたします。

委員皆さまのご賛同、よろしくお願いいたします。

委員長

これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第 6 1 号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定については、当委員会として、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。

福居都市創生課長。

都市創生
課長

それでは、継続審査、都市基盤整備事業に関することについて報告いたします。

いかるがパークウェイの整備工事の進捗状況についてでございます。

資料2をお願いします。まず、赤色で示しております、興留地区他改良工事につきましては、9月13日までを工期として地盤改良等の工事が進められておりましたが、既に完了している西側の先行区間の工期が延長されたことに伴い、工期を1月14日まで延長されております。

次に、青色で示しておりますイツボ川の函渠他整備工事につきましては、去る9月11日に入札が実施され、10月2日付で、中村建設株式会社と契約を締結されたことを確認しております。工期は令和7年6月末日までの予定となっております。

次に、緑色で示しております小吉田交差点からイツボ川までの区間におきましては、地盤改良等工事の次の工程として、小吉田地区他電線共同溝工事を発注予定であり、12月18日の入札を予定されております。工事内容は、地下に電線類を敷設するための電線共同溝の設置工事となっております。

最後に、今年度の事業促進にかかる要望活動についてですが、7月と10月に、奈良県や国等に対し、事業促進要望を行いました。今後も引き続き、継続的な事業促進のための予算を確保いただけるよう、積極的に要望活動を行ってまいりたいと考えております。

以上、継続審査、都市基盤整備事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

木澤委員。

木澤委員

すみません黒色の斜線部分ですね、前回発掘調査の区間についてお聞かせいただいたと思うんですけど、再調査と書いてあるんですけど、前回から何か変更ってあるんですかね。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生課長 令和４年度の発掘調査におきまして、土器などの遺物が出土しましたことから、この区間で特に出たところをですね、エリアを広げて追加調査を行っているというところでございます。

木澤委員 そうすると発掘調査の期間というのはどうなるんですか。

都市創生課長 期間としましては、７月２９日から１２月２０日の予定だったんですけど、現在、柱穴ですとか、溝の跡等複数見ついていることから、作業量増えておりまして、延長して調査をされる予定ということで聞いております。

木澤委員 最初の説明になかったんで、ちょっとその辺が気になったんですけど、それがいつまでというのはまだ決まってないんですね。

都市創生課長 年度内見込と聞いているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、３．各課報告事項を議題とします。

(１) 議案第５６号 令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第７号）について、理事者の報告を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林課長 それでは、議案５６号 令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第７号）についての内、当委員会の所管に関することにつきまして、ご説明申し上げます。歳出予算の補正についてであります。

本補正予算では、本年度の人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。

補正予算書25ページから26ページをお願いいたします。第6款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費では、商工業者債務保証料補給が当初見積りを上回ることから、150万円の増額をお願いするものであります。

次に、27ページから28ページをお願いします。第7款 土木費、第4項 都市計画費、第2目 下水道費では、下水道事業会計における人件費の補正等に伴い、あわせて49万3千円の増額をお願いするものであります。

以上、議案第56号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についての内、当委員会所管に関するものについての説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長

議案第56号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

次に、（2）三代川河川改修工事について、理事者の報告を求めます。

手塚建設農林課長。

建設農林
課長

それでは、奈良県が実施いたします三代川河川改修工事について、本年9月13日の当委員会でご報告させていただきました内容に変更が生じたことから、変更点についてご報告させていただきます。

三代川の河川改修工事について、工事期間中の迂回路について変更が生じました。資料3をお願いいたします。資料3左上の平面面をご覧ください。9月の委員会では、赤色着色部の三代川の橋梁の架け替えの際に三代川の左岸道路、仮設歩道と記載している部分を車両の迂回路として利用していくとご説明しておりました。しかし、当該工事の施工業者との協議により、左岸道路を車

両用の迂回路として使用することが安全上難しい状況から、資料のとおり、車両については広域迂回を地域の皆様をお願いしていくという連絡がございました。車両以外につきましては、当初通り三代川左岸を通る迂回路で行う予定でございます。

広域迂回の具体的な時期につきましては、令和7年1月中旬から6月中旬の間で実施するという事で、地域の方々には大変ご迷惑をおかけいたしますことから、いかるがホールにて、昨日の12月8日、本日の12月9日、明日の12月11日の3回に分け、工事に関する説明会を実施予定と聞いております。地域の方につきましては、工事期間中ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますよう努力してまいりますという報告を受けたところでございます。

以上、三代川河川改修工事に伴う通行規制についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 これ具体的に迂回しようと思ったら、この下切れてますけど、こういうルートで行ってくださいっていう案内はあるんでしょうかね。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 下と上が広域すぎて切れてるんですけども、上につきましては県道天理斑鳩線、下におきましては大和川の左岸道路、大和川左岸で県道大和高田斑鳩線に出るルートを想定しております。

木澤委員 というと、昭和橋の手前のところという話ですか。

建設農林 御幸大橋を超えた河合町側の道を想定しています。

課長

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、（３）三室井堰改修に伴う地元負担について、理事者の報告を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林 三室井堰改修に伴う地元負担についてご報告させていただきます。
課長 こちらも、９月１３日の当委員会でご質問がありました三室井堰改修工事の地元負担についてであります。三室井堰につきましては、令和４年度に袋体が破損したことにより、井堰の全面改修に向けて事業を進めているところであり、令和７年度で改修工事を実施する予定でございます。

井堰の改修に向けての費用負担については、斑鳩町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例により賦課金を徴収し、内規により負担割合を定め、これまで国・県等の補助がある場合は、これら補助を除いて、町５０％・地元５０％の負担割合で事業を行っているところでございます。

来年度実施予定の三室井堰改修工事におきましては、国の補助が事業費全体の５０％、奈良県の補助が５％となります。残り４５％の半分２２．５％を町と地元で負担するということとなります。しかし、町といたしましては、河川内に存在する井堰や、防災重点ため池など改修工事が行われないことで周辺に大きな影響を及ぼす可能性のあるような土地改良施設については、改修を促進する意味でも、防災事業と位置づけ、５％町の負担を増やすという内規の改正を行いながら改修事業を実施してもらいやすい環境を整えていきたいと考えているところでございます。

こういったことから、三室井堰改修工事につきましては、国５０％、県５％、町２７．５％、地元１７．５％の負担割合で事業を実施してまいります。

以上、三室井堰改修に伴う地元負担についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 この改定していただくのはいいと思います。やはり地元の方なかなか大変になってきている中で、農業を支えていくのは大事なことだと思います。ただ、金額的にはどうなるのか教えてもらえますか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 現在、三室井堰改修工事につきましては、1億5千万の改修事業を予定しております。1億5千万でいきますと、町の27.5%の負担で4,125万円、地元が17.5%になりますと2,625万円の金額となります。

木澤委員 もともとからすると、町の負担でいうとどのぐらい増えることになるんですか。

建設農林課長 750万円増額になります。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)水道事業の県域一体化について、理事者の報告を求めます。岡村上下水道課長。

上下水道課長 それでは、水道事業の県域一体化について、ご説明申し上げます。

第6回奈良県広域水道企業団設立準備協議会が令和6年11月21日に開催されましたことから、その内容についてご報告させていただきます。

資料4をお願いします。1ページをお願いします。副企業長についてでございます。企業団設立から2年間の副企業長の人選といたしまして、給水人口上位2位までの市の長として橿原市長、生駒市長となっています。市長会からの推薦では、大和高田市長、大和郡山市長、町村会の推薦として、平群町長、川

西町長で、合計6名となっています。以下、企業長の職務を代理する副企業長の順序（案）となっております。

2ページをお願いします。企業長、副企業長、監査委員等の給与等につきましては、表の通りとなっているところでございます。

3ページをお願いします。今後の検討体制についてでございます。11月1日に企業団が設立されまして立ち上げられた執行体制となっております。協議体制につきましては、現行の企業団設立準備協議会が、運営協議会に引き継がれることとなります。

4ページをお願いします。企業団設立時に制定・施行すべき条例等についてでございます。企業団設立に伴って制定・施行すべき例規について、事業開始前であっても組織運営上直ちに必要なもの、それ以外の例規等は表の通りとなっています。

5ページから7ページは、組織運営上直ちに必要な主な規則案でございます。

次に8ページをお願いします。最後に、参考として今後のスケジュールを添付しています。11月1日に総務省より企業団設立が許可されております。12月1日には企業団設立式典が開催され、斑鳩町からも、中川議長、中西町長が出席されています。

12月議会においては、各構成団体において企業団議会議員の選出、関係議案の提案、2月20日には企業団議会が開催され、関係条例の議案、予算案等が提案されます。3月には事業認可申請を経て、令和7年4月1日に事業統合される予定となっております。

以上、水道事業の県域一体化についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
福居都市創生課長。

都市創生課長 都市創生課から斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について、ご報告させていただきます。

斑鳩の里観光案内所等と同様に、指定管理者制度を導入している斑鳩町文化振興センター、いかるがホールの選定方法につきましては、6月の当委員会でもご報告いたしましたように、従来どおり、公募せずに、現在の指定管理者である公益財団法人斑鳩町文化振興財団を単独で選定する手続きをとることとしておりまして、期間についても前回同様、3年間とする予定で進めております。

当該施設の指定管理者の指定に関しまして、令和7年3月議会定例会において、議案として上程させていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。報告内容は、以上でございます。

委員長 この報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 なければ、私から1点ございます。

皆さんに、来年度の継続審査の案件についてご相談をさせていただきたいと思います。今回、議案となっています、斑鳩町行政組織条例の一部を改正する

条例が本会議で可決された場合、来年４月から、本委員会の所管する事業の内容が一部変更となります。

そのことから、継続審査案件として、現在の「都市基盤整備事業に関することについて」を引き続き継続審査していくのか、新たな案件に変更するのか、または追加するか等を次回の委員会でご協議いただきたいと考えております。次回の委員会までに各自ご検討くださいますよう、よろしくお願いいたします。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

（ 午前１０時４４分 閉会 ）